

# 千葉県特別支援教育研究推進会議設置要綱

## (目的)

第1条 本県の特別支援教育推進について、緊急を要する課題及び中・長期的な課題について具体的な研究を行うために、「千葉県特別支援教育研究推進会議」（以下「研究推進会議」という。）を設置する。

## (組織)

第2条 研究推進会議は、委員20名以内で構成する。

2 研究推進会議の委員は、次の各号の者に依頼する。

- (1) 学識経験者 (2) 教育関係者
- (3) 行政機関の職員 (4) その他必要と認めた者

3 研究推進会議は必要な期間を定めて研究等を行う。

4 委員の任期は、1年間（年度単位）とする。なお、必要に応じて任期を継続して依頼することができる。

5 研究推進会議には、研究推進会議における研究を一層深めることを目的に専門部会を設けることができる。なお、専門部会は、研究事項に応じて専門性を有する研究推進会議以外の関係者により構成する。

## (運営)

第3条 研究推進会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関ではない。

2 研究推進会議は、本県の特別支援教育推進に必要な研究を行うため、委員からの意見聴取又は委員による意見交換の場として運営する。

## (開催)

第4条 研究推進会議及び専門部会は、必要に応じて千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課長が招集する。

## (会議)

第5条 研究推進会議には、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選により選出する。

3 委員長は、研究推進会議における議事進行及び研究推進の調整にあたる。副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (公開)

第6条 研究推進会議（専門部会を除く）の公開については、別に取扱いを定めて実施する。

(庶務)

第7条 研究推進会議及び専門部会の庶務は、教育庁教育振興部特別支援教育課において処理する。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、研究推進会議及び専門部会の運営について必要な事項については、教育庁教育振興部特別支援教育課長が別に定める。

附則

千葉県障害児教育研究推進会議設置要綱(平成13年6月施行)、及び同会議の公開を定めた「千葉県障害児教育研究推進会議の公開に関する取扱い」及び「千葉県障害児教育研究推進会議傍聴要領」は、平成25年3月31日をもって廃止する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。